

新型コロナウイルスの感染拡大を受けての出国制限措置や

航空便の運休による出国困難について

外務省「海外安全ホームページ」において、全世界に対し「渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航を止めてください」との危険情報メッセージ（危険情報レベル2）が発出されました（3月25日付）。

【外務省発出のメッセージ本文は次のとおり】

1. 世界各地で、新型コロナウイルスの感染が拡大しており、それに伴う国境閉鎖や外出禁止令等の措置により邦人旅行者等が行動制限を受けたり、航空便の突然の減便又は運航停止（各渡航先のみならず経由先の場合を含む）により影響を受ける事例が発生しています。
2. ついては、渡航先の国・地域において行動制限を受けたり、出国が困難となる事態を防ぐため、不要不急の渡航を止めてください。
3. この全世界に対する危険情報は、これまで各国・地域に発出している危険情報とは別に、全世界に対して一律に発出するものです。
4. 国・地域に発出している危険情報に記載している治安情勢やテロ等に関する情報も、引き続き有効です。特に、従前の危険情報において、渡航中止勧告（レベル3）や退避勧告（レベル4）を発出している場合は同勧告を踏まえて行動してください。
5. 新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、別途、感染症危険情報を発出している国・地域がありますので、あわせて確認してください。
6. また、外務省としては、各国における入国制限措置等について情報収集し、海外安全ホームページに掲載していますので、そちらも確認してください。

※本学では、海外研修や日本語指導実習のうち、現地集合解散型プログラムは「レベル1」、教職員引率型プログラムは「レベル2」を、中止を決める際の判断基準のひとつとしています。春学期（夏期休暇期間中を含む）の国際交流プログラムの実施有無については、4月1日付で「国際交流」ウェブに掲載します。

外務省「海外安全ホームページ」

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

外務省の「海外安全ホームページ」から、「危険情報」と「感染症危険情報」にアクセスしてください。



国際課

（3月26日掲示）